

及川労災行政訴訟不当判決を弾劾する

1 2023年9月6日、さいたま地方裁判所第4民事部(田中秀幸裁判長)は、原告及川宏(以下「及川氏」という)の請求を全部棄却するという不当判決を言い渡した。

これは、及川氏の長年の苦難に関する真実の叫びを無視し、裁判所が結論先にある誤った判断をしたものであり、到底容認できない。怒りを込めて弾劾する。

2 及川氏は、1975年に、埼玉中央市民生活協同組合(現在の被告コープみらい)に入社して以来まじめに働いてきたが、2009年から巨大なマンション群での配達を一人で任され過重な労働を強いられ、既に身体を負傷していた。

その中で、2010年5月5日に同マンション内で転倒し、その後、様々な症状が現れ休職し、その後復職するもリハビリ勤務中にもハラスメントを受け、結局2013年9月に正規職員としては退職し、そこからはアルバイトとしての勤務となり、その後2014年2月にアルバイト勤務も退職せざるを得なくなった。

及川氏は転倒による脳脊髄液減少症を発症したことについて、労災申請をしたが、業務起因性がないとして認められなかったため、本取消訴訟に及んだのである。

3 判決は、またしても、脳脊髄液減少症について業務起因性を認めなかった。

判決は、及川氏の左肩の痛みについては、事故の前から存在し病院へ受診していたこと、労災申請の際の調査のとき、事故直後に川越リハビリテーション病院へ受診していたことを当初申告していなかったことなどを指摘している。

しかし、本件における傷病は、肩の痛みではなく、脳脊髄液減少症であるし、調査における及川氏の言動は、当時の社労士や雇用主であるさいたまコープの指導の下に行われた。判決はこれらの事情を一切考慮しないものであり不当である。

また判決は、本件転倒についても、事故直後に同僚へ転倒の事実を話したこと、事故の翌日以降近い時期には、職場や病院で転倒の事実を話していないことを不自然であるとして本件被災事実の存在を認めなかった。しかし、転倒したあ

とに荷物の持ち上げで左肩に痛みを生じているのであって、その直後痛みに耐えながらの状況の中、どこに力点を置いて及川氏が説明するかは、場面ごとに異なることは当然であり、このことをもって不自然と言い切る判決は、事実認定を誤ったものである。

裁判所の判断は、労働者の安全を守るという観点を持たず、偏見に満ちて、実態を正面から受け止めず、事実認定及びその評価を誤ったものであり、到底容認できない。

さらに言えば、本件の審理において、業務起因性以外の点についても主張立証が行われていたが、それらの点は一切判断せず、中間判決という形をとって業務起因性のみを上記のように不当に判断した裁判所は、その職責を十分に果たすものではなく、遺憾である。

4 及川氏は、さいたまコープで従事していた期間、相当な重労働を強いられており、本件転倒に至ったのである。これについて労災と認められないことは到底納得できない。これまでの皆様のご支援に感謝し、支援する会ともども、引き続き闘い続ける決意である。

2023年9月17日

原告 及川宏

コープみらい及川労災訴訟を支援する会

及川労災訴訟弁護団